

# 所得税の確定申告と町県民税の申告はお早めに!

**申告期間は2月18日(月)～3月17日(月)**

平成19年分所得税の確定申告および平成20年度町県民税の申告の時期になりました。  
この申告に基づき、平成19年分所得税額と所得が確定し、平成20年度分の町県民税や国民健康保険税、介護保険料、4月からはじまる後期高齢者医療保険料などの税額や料金を算定しますので、正しい申告をしてください。

申告をしていない場合は、国民健康保険税などの減額対象者と思われても減額などが受けられなくなることがあります。

また、申告をしないと所得証明などの証明書が発行できなくなりますので、期間内に必ず申告をしてください。

所徴税の確定申告書を税務署に提出した場合は年末調整を受けた給与所得以外の所得がない場合は、あらためて町県民税の申告をする必要はありません。

## 申告に必要なもの

申告には、次のものをご持参ください。

- ①税務署から申告書が送付されている方は、その申告書と同封の書類
- ②印鑑（認め印でかまいません。）
- ③事業所得や農業所得などがある方は、収入や領収書などの内容がわかる書類
- ④給与、年金などがある方は、源泉徴収票
- ⑤医療費控除を受ける方は、平成19年中に支払った医療費の領収書と保険などで補てんされる金額の明細書
- ⑥社会保険料控除を受ける方は、平成19年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料などの額がわかるもの
- ※国民年金保険料で控除を受ける方には、社会保険庁が発行する支払金額証明書（控除証明書）の添付が義務付けられています。
- ⑦生命保険料控除、地震保険料控除がある方は、保険料の支払証明書
- ⑧公共事業により土地や家屋の買収があった方は、買取り証明書
- ⑨山林、土地などの譲渡があった方は、売買契約書などの関係書類
- ⑩住宅借入金等特別控除を新たに受ける方は、住民票の写し、借入金の年末残高証明書、登記簿謄本、工事請負契約書または売買契約書の写し  
増改築の場合は、上記書類のほかに建築士から交付を受けた増改築等工事証明書
- ⑪本人および扶養控除対象者で障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、療育手帳など
- ※障害者手帳などのない方でも、平成19年12月31日時点で介護保険の要介護認定（要支援は除く。）を受けている方は、障害者控除認定書の交付を受けることにより障害者控除の対象となります。  
障害者控除認定書の交付を受けたい方は、事前に印鑑を持参の上、総合福祉課総合生活相談室（☎68-5535）もしくは溝口分庁舎分庁統括課総合窓口室（☎62-0711）で申請してください。
- ⑫本人名義の預金通帳、キャッシュカードなどの口座番号のわかるもの（メモ書きでもかまいません。）
- ⑬その他申告に必要と思われる書類

## 各集落の相談日

溝口公民館

集 落	相談日
間地、二部第一、二部中町、二部中央、二部第二、二部第三、森脇、畠池中央、東畠池、池田、郷原、下代、上谷、福岡中央、福岡三区、焼杉	2月18日(月)
上の名、須鎌、藤屋、船越、福吉、福島、三部一区、三部二区一、三部二区二、三部二区三、三部二区五、三部二区六、三部佳住	2月19日(火)
溝口一、溝口文教区、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、谷川、宮原	2月20日(水)
白水、根雨原、宇代、中祖、古市、父原	2月21日(木)
莊一、莊二、莊三、大江、長山、妙見寺、貴住、上野、大平原	2月22日(金)
金屋谷、岩立、榎木高原、アイノピア、遊久の郷、大内	2月25日(月)
籠原、柄原、大瀧、大坂、大倉、大原	2月26日(火)
富江、末鎌、福永、添谷	2月27日(水) 午前のみ
溝 口 地 域 予 備 日	2月24日(日) 午前のみ

2月27日(水)午後は、会場(機器)移動のため受付を行いません。

【問合せ先】住民生活課 税務室 ☎ 68 - 3114

## 申告相談は指定会場で

町では、例年と同じく集落ごとに申告相談を行います。

相談日と会場をよく確認の上、指定の会場にお出かけください。

また、会場が大変混み合いご迷惑をお掛けすることがあります。

領収書や計算書など必要な書類を準備し、合計を算出しておくなど、効率よく相談できるようご協力ください。

受付時間  
午前の部 午前9時～10時  
午後の部 午後1時30分～3時  
溝口地域（2月18日～27日）  
溝口公民館2階  
岸本地域（2月28日～3月17日）  
伯耆町農村環境改善センター  
1階（役場本庁舎隣）  
午前9時～10時  
午後1時30分～3時  
溝口公民館  
2月24日（午前中のみ）  
溝口公民館の方のみ  
3月9日・13日・14日・17日  
伯耆町農村環境改善センター  
3月12日(水)  
3月13日(木)  
3月14日(金)  
3月17日(月)  
全 地 域  
予 備 日

相談日の日程は、左記のとおりですが、都合のつかない方は、次とおり予備日を設けていますので、お出かけください。